

業務委託仕様書

1 件名

令和8年度小・中学校単独調理場給食室空調機等清掃業務委託

2 委託期間

契約締結翌日から令和8年9月30日まで

※原則、夏休み期間中

3 委託場所

■田原小学校（三ヶ野1030番地1）

(1) ダクト清掃

- ・屋上ダクト換気扇分解清掃 1台
- ・吸込ガラリ 3ヶ所

(2) 換気扇清掃

- ・換気扇 2台

(3) 空調機清掃

- ・厨房内（天吊） 2台
- ・休憩所内 1台
- ・配膳室内（1階） 1台
- ・配膳室内（2階） 1台
- ・配膳室内（3階） 1台
- ・下処理室 1台

(4) ステンレスフード清掃（23.1㎡）

■東部小学校（東貝塚206番地）

(1) ダクト清掃

- ・ダクト分解清掃（屋上シロッコファン） 1台
- ・ステンレスフード（1.8m×3.6m） 1台

(2) 換気扇清掃

- ・換気扇（小） 5台
- ・グリスフィルター 2枚
- ・フード吸込み口（1400×400） 6枚

(3) 空調機清掃

- ・厨房内（天吊） 3台
- ・下処理室内 1台

- ・休憩所内 1台
 - ・配膳室内（天吊） 1台
 - ・1・2・3階 配膳室 4台
- (4) ステンレスフード清掃 (28.8 m²)

■磐田西小学校（中泉2522番地2）

- (1) ダクト清掃
- ・天井ダクト換気扇分解清掃（高所） 1台
 - ・フィルター（4×2、2×1、2×1） 12枚
- (2) 換気扇清掃
- ・換気扇（高所） 2台
 - ・換気扇（小） 1台（倉庫内）
 - ・ウェザーカバー及び金網 2ヶ所
- (3) 空調機清掃
- ・厨房内（天吊） 2台
 - ・休憩所内 1台
 - ・配膳室内（天吊） 2台
 - ・下処理室 1台
 - ・配膳室（2・3階） 2台
- (4) ステンレスフード清掃 (24.86 m²)

■磐田南小学校（千手堂1356番地1）

- (1) ダクト清掃
- ・ダクト換気扇分解清掃（屋上） 2台
- (2) 換気扇清掃
- ・換気扇（大） 4台
 - ・換気扇（小） 1台（倉庫内）
 - ・グリスフィルター 2枚
 - ・ウェザーカバー及び金網 4ヶ所
- (3) 空調機清掃
- ・厨房内（天吊） 2台
 - ・休憩室 1台
 - ・配膳室 3台（1・2・3階）南校舎
 - ・配膳室 3台（1, 2, 3階）北校舎
 - ・下処理室 1台
- (4) ステンレスフード清掃 (48.77 m²)

■富士見小学校（富士見町4-9-5）

- (1) ダクト清掃
 - ・ダクト換気扇分解清掃（屋上） 6台
 - ・吸込み口ガラリ 2ヶ所
 - ・フィルター（400×400） 4枚
- (2) 換気扇清掃
 - ・ワゴンプール 1台
 - ・調理室 1台
 - ・食品庫 1台
- (3) 空調機清掃
 - ・厨房内（天吊） 3台
 - ・ワゴンプール内 1台
 - ・休憩室内 1台
 - ・下処理室 1台
- (4) ステンレスフード清掃（53.2 m²）

■磐田北小学校（見付2352番地）

- (1) 換気扇清掃
 - ・換気扇 500×500 5台
 - ・換気扇（家庭用） 1台
- (2) 空調機清掃
 - ・厨房内（天吊） 2台
 - ・検収室 1台
 - ・休憩所内 1台
 - ・配膳室 1台
 - ・ワゴンプール内 1台
- (3) ステンレスウェザーカバー清掃（500×500×500）
- (4) フード清掃（33.65 m²）

■長野小学校（小島736）

- (1) 換気扇清掃
 - ・換気扇（大）フード含む 3台
 - ・換気扇（大）フード・フィルター含む 1台
 - ・換気扇（小）フード含む 2台
- (2) 空調機清掃
 - ・厨房内（天吊） 2台

- ・休憩所内 1台
 - ・配膳室内 1台
 - ・3階配膳室 1台
 - ・下処理室 1台
- (3) ステンレスフード清掃 (21.6 m²)

■竜洋東小学校 (中平松23番地)

- (1) 有圧換気扇洗浄塗装 (3ヶ所) 500mm×500mm
- (2) 換気扇洗浄清掃 (3ヶ所)
- (3) ウェザーカバー及び金網 (6ヶ所)
- (4) 空調機清掃
 - 調理室内 2台 (フィルター含む)
 - 2、3階配膳室 2台

■竜洋北小学校 (堀之内356番地)

- (1) フード洗浄 (15 m²)
- (2) 有圧換気扇洗浄 (4ヶ所) 350mm×350mm
- (3) ウェザーカバー及び金網 (4ヶ所)
- (4) 排気ダクト4.8 m² ガラリVD (2ヶ所)
- (5) 排風機 (シロッコファン) #2 1/2 清掃
- (6) 空調機清掃
 - ・厨房内 (天吊) 3台
 - ・各階配膳室 3台
 - ・休憩室 1台
 - ・下処理室 1台

■竜洋西小学校 (川袋1900番地)

- (1) フード洗浄
- (2) 有圧換気扇洗浄塗装 (6ヶ所)
- (3) ウェザーカバー及び金網 (6ヶ所)
- (4) ルーフファン分解洗浄 (3ヶ所)
- (5) ルーフダクト (3ヶ所) 500×500×1800
- (6) 空調機清掃
 - ・厨房内 3台
 - ・各階配膳室 3台
 - ・下処理室 1台

- ・休憩室 1台
- (7) 換気扇清掃
 - ・天井フィルター 3カ所
 - ・下処理室 1台
 - ・食品庫 1台
 - ・トイレ 1台

■磐田中部小学校（中泉1203番地2）

- (1) ダクト清掃
 - ・ダクト分解清掃（ダクト内手の届く範囲） 1台
- (2) 換気扇清掃
 - ・吸込み口ガラリ（400×1000） 1ヶ所
 - ・換気扇（大） 4台
 - ・換気扇（小）倉庫内 1台
- (3) 空調機清掃
 - ・厨房内（天吊） 2台
 - ・休憩所内 1台
 - ・配膳室 5台（うち1台送風機）
 - ・下処理室 1台
 - ・検収室 1台
- (4) ステンレスフード清掃（28.6㎡）
- (5) ウェザーカバー及び金網（4ヶ所）

■竜洋中学校（豊岡4473番地8）

- (1) フード清掃2台（1300mm×2200mm、1300mm×4000mm）
- (2) ルーフファン分解洗浄一式
- (3) 有圧換気扇洗浄塗装（7ヶ所）
- (4) ケーシングボックス（7ヶ所）
- (5) グリスフィルター（20ヶ所）
- (6) ウェザーカバー及び金網（7ヶ所）
- (7) 中央部排気孔金網（1ヶ所）
- (8) 空調機清掃
 - ・調理室内 3台
 - ・各階配膳室 3台
 - ・休憩室 1台
 - ・下処理室 1台

4 業務内容

別紙「厨房排気系統清掃作業手順」のとおり

5 作業回数

夏休み期間内各校1回とする。

6 費用負担

この業務委託において、作業に必要な機械器具並びに資材薬品等は受託者が負担する。

7 報告の義務及び対処

- (1) 業務が完了したときは、遅滞なく、作業報告書を作成し、磐田市教育委員会（以下、磐田市）に提出しなければならない。また、必要に応じて、作業写真等を添付するものとする。
- (2) やむを得ない事由で夏休み期間中に業務を実施できない場合は、発注者、施設管理及び受託者で協議をする。
- (3) 施設設備等の欠陥・故障等を発見したときは、直ちにその報告するとともに、修繕可能な場合は、参考見積書を提出しなければならない。
- (4) その他問題発生の際は、磐田市の指示に従い、直ちに対処すること。

8 その他

- (1) 作業の日程は、事前に学校及び磐田市と打ち合わせのうえ、決定すること。ただし、やむを得ない事由で夏休み期間中に業務を実施できない場合は、学校及び磐田市と協議の上決定する。
- (2) 安全対策を十分に施して作業を行うこと。
- (3) 学校運営等に支障が生じないように、留意し業務を行うこと。
- (4) 受託者の責めに帰すべき事由により、委託者の建造物、器物等を滅失もしくは毀損したとき、または委託者に損害を与えたときは、受託者の負担において、委託者の指定する期限までに現状を回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- (5) この仕様書に定めがない事項または疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。

厨房排気系統清掃作業手順

1 厨房排気系統清掃作業手順

- (1) 現場養生
- (2) 作業箇所の写真撮影
- (3) 清掃作業開始
- (4) 作業終了・写真撮影・点検

2 厨房排気系統清掃作業基準

- (1) 作業現場の足場・合板・ビニールによる養生作業
- (2) フードの油汚れの洗浄作業
 - 1) 薬品洗浄による清掃・グリスフィルター・ボックスの取り外し・洗浄
 - 2) フードよりの立ち上がり部分のダクト油汚れの除去・洗浄
 - 3) 亜鉛鉄板フードの場合の完了後耐熱塗料の吹き付け
 - 4) 内外の乾拭き・仕上げ
- (3) ダクトの油汚れの洗浄作業
 - 1) 点検口の開口による内部の油汚れの除去またはダクトのフランジ（継ぎ目）で解体・取り外しの上、油汚れの除去
 - 2) 大口径（450mm×450mm以上）の場合、作業員のダクト内部での油汚れの除去
 - 3) 油汚れフランジ（継ぎ目）の点検
 - 4) ダンバーの油汚れの除去（作動の点検）
- (4) 排風用送風機の解体洗浄作業
 - 1) ファンの取り出し油汚れ除去・洗浄
 - 2) ファンケーシング内部の油汚れの除去・洗浄
 - 3) フランジ（継ぎ目）部分の油汚れの点検
 - 4) ベアリングの点検
 - 5) キャンバスの点検
 - 6) ベルトの点検
 - 7) モーターの点検
 - 8) 防振ゴム及び吊りボルトの点検
 - 9) 吹出口の油汚れの点検・除去
 - 10) バランスの点検
- (5) 作業終了後の点検
 - 1) 作業後の清掃
 - 2) 作業後の総点検
 - 3) 職員または委託業者職員による確認

※ 特記事項

上記清掃作業中より完了後1年間、乙の責に帰すべき原因で火災が発生した場合、乙と損害保険会社との契約により、財物補償（休業補償を含む）1億円の額による補償を確立すること。

清掃作業については、上記留意のうえ責任を持って対処すること。